平成２８年（フ）第２３１号
埼玉県戸田市笹目６丁目21番地の５　おくずみ荘Ｃ棟２－11
債務者　今西雅左夫
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２４５号
埼玉県北本市二ツ家１丁目374番地　マリオン北本216
債務者　片渕　大輔
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３１１号
埼玉県鴻巣市滝馬室931番地13、旧住所埼玉県北足立郡伊奈町大字小室1017番地１　アイディスクエア伊奈丸山502
債務者　大富永瀧子
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８８号
埼玉県越谷市相模町１丁目191番地80
債務者　山崎奈津美
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１０７号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目404番地２　コーポ戸ケ崎106、旧住所埼玉県三郷市東町19番地５
債務者　高久　幾代
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
埼玉県草加市中根２丁目17番30―310号
債務者　小野　滉季
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
佐賀市川副町大字犬井道1572番地19
債務者　江島のぞみ
1　決定年月日時　平成28年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６５号
佐賀市本庄町大字鹿子576番地
債務者　田中　哲浩（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８０号
沖縄県浦添市沢岻１丁目46番３－205号　サンハイツ上沢Ⅱ
債務者　平安ひろみ（旧姓與那覇）
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３９０号
札幌市北区新琴似12条10丁目３番51―203号
債務者　江川　留美
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４１７号
札幌市中央区南６条東１丁目７番地　シルキーＵ６．１－903号
債務者　幸村　光昭
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４３６号
札幌市豊平区月寒東５条15丁目２番21号
債務者　光永亜沙美（旧姓羽鳥・阿部）
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４４２号
札幌市清田区清田２条１丁目７番11号　ピュアコート羊ケ丘103号
債務者　成田　育子
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５号
福島県喜多方市字町尻西4867番地20、前住所福島県喜多方市字町尻西4867番地24
債務者　石黒　幸夫
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第３６３２号
大阪府東大阪市森河内東１丁目８番８号パレスコート103号室
債務者　花村　佳和
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１８２号
大阪市西淀川区佃５丁目５番31―903号
債務者　福井　直行
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５４号
大阪市平野区長吉出戸７丁目４番27号エスパシオ長吉202号、前住所大阪市平野区長吉長原２丁目６番27号ヴイラージンＴＫ103号
債務者　森井菊子こと　金　　菊子
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部